

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	5	担当課	医療対策課												
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第8条	許認可等の内容	准看護師免許												
<p>保健師助産師看護師法 第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。</p> <p>保健師助産師看護師法施行令 第一条 2 准看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事にこれを提出しなければならない。</p> <p>保健師助産師看護師法施行規則 第二条 令第一条第二項の准看護師免許の申請は、第一号様式に準ずるものとする。 2 令第一条第二項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 准看護師試験の合格証書の写 二 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類 3 第一項の申請書に合格した准看護師試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。</p> <p>保健師助産師看護師法施行細則 第二条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>項</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>政令第1条第2項の申請書</td><td>准看護師免許申請書(様式第1号)</td></tr><tr><td>2</td><td>政令第4条第2項の申請書</td><td>准看護師籍登録抹消申請書(様式2号)省略</td></tr><tr><td>3</td><td>省令第27条の受験願書</td><td>准看護師試験願書(様式第3号)省略</td></tr></tbody></table> <p>第五条 政令、省令及びこの規則により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、所轄の保健所長を經由しなければならない。 第六条 前条の規定により提出する書類に卒業証書、合格証書又は免状の写しを添えるときは、その原本を所轄の保健所長に提出して照合を受けなければならない。 2 前項の場合において、保健所長は、その写しが原本と相違ないことを確認したときは、「原本と照合済」と余白に朱書し、職印を押さなければならない。</p>						項			1	政令第1条第2項の申請書	准看護師免許申請書(様式第1号)	2	政令第4条第2項の申請書	准看護師籍登録抹消申請書(様式2号)省略	3	省令第27条の受験願書	准看護師試験願書(様式第3号)省略
項																	
1	政令第1条第2項の申請書	准看護師免許申請書(様式第1号)															
2	政令第4条第2項の申請書	准看護師籍登録抹消申請書(様式2号)省略															
3	省令第27条の受験願書	准看護師試験願書(様式第3号)省略															

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第8条	資料番号	5	担当課	医療対策課
				許認可等の内容		准看護師免許	
<p>保健師助産師看護師法 第九条 次の各号のいずれかに該当する者には、前二条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 罰金以上の刑に処せられた者</li><li>二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者</li><li>三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</li><li>四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者</li></ul> <p>第十三条 2 都道府県知事は、准看護師免許を申請した者について、第九条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により准看護師免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。</p> <p>保健師助産師看護師法施行規則 第一条 保健師助産師看護師法第九条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>保健師助産師看護師法施行規則 第一条の二 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、准看護師免許について準用する。この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>							

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第8条	資料番号	5	担当課	医療対策課
				許認可等の内容		准看護師免許	
<p>傷害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について（抄）</p> <p>第二 改正の内容</p> <p>1 障害者等に係る絶対的欠格事由の適正化</p> <p>(1)障害者等に係る絶対的欠格事由の相対的欠格事由への見直し</p> <p>以下に掲げる法律につき、それぞれに定める資格制度又は許認可制度（以下「資格制度等」という。）における障害者等に係る欠格事由について、障害を有していても、本人の業務遂行能力に応じて資格等を取得することができるものと規定に改めるとともに、障害と特定しない規定としたこと。具体的には、法律上の規定では「心身の障害により（資格等の名称）の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者」としたこと。</p> <p>「厚生労働省令で定める者」の具体的内容については、資格制度等ごとに、業務の本質的部分の遂行に必要な不可欠な身体又は精神の機能を明確に定めることとし、次のとおりとしたこと。</p> <p>視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・（略）</li></ul> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 障害者に免許を与えるかどうかを決定するとき等の手続規定の整備</p> <p>(1)医師の診断書による障害の有無等の確認</p> <p>現行制度において資格等の取得等に係る申請に際して、提出を求めている医師の診断書は、免許権者等が、申請者の障害の有無や現に使用している障害を補う手段、現に受けている治療等を把握するため、改正後も障害に係る欠格事由を存置したすべての資格において、引き続き提出を求めるとする。（略）</p> <p>(2)障害を補う手段等の考慮</p> <p>免許を申請した者が、障害者等に係る欠格事由に該当する者である場合において、免許を与えるかどうかを判断するに当たっては、その者が現に利用している障害を補う手段又はその者が現に受けている治療等により障害が補われ又は障害の程度が軽減されている状況を考慮するものとする。</p> <p>考慮するに当たっては、当該障害者の障害の状態により以下の判断方法に基づき手続きを進めるものであること。</p>							

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	資料番号	5	担当課	医療対策課
		第8条	許認可等の内容		准看護師免許	
<p>(許認可等の基準) 医師等の免許の場合</p> <p>ア 身体機能の障害により欠格事由に該当する者 (関係制度:(一部略)保健師・助産師・看護師・准看護師免許) 免許を申請した者が、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能の障害により欠格事由に該当する者である場合においては、 (ア) 免許申請者に、当該申請者が卒業した養成所等において、その資格の修業課程において必須又は履修が求められている実習を修了したことが確認できる書類の提出を求めること。(書類の様式は別紙二を参考とする。)ただし、当該申請者が養成所等の卒業後に障害を有するに至った場合など、書類の提出が困難な場合はこの限りでない。 (イ) (ア)によって実習を修了したことが確認できた申請者に、当該申請者が有する障害に係る身体機能を用いて行う必要がある典型的な実習項目(例:聴覚障害者が医師免許を申請した場合の聴診)を履修したかどうかを確認すること。履修した場合、履修の際にどのような補助的手段(例:聴覚障害者が用いるオシロスコープ)を用いたかを特定すること。 (ウ) (イ)において確認した、履修の際に用いた補助的手段が、現在の科学技術水準及び一般的な医療水準にかんがみ、普遍的かつ実用的と判断される範囲のものであることを確認することにより、免許を与えるものとすること。 なお、厚生労働大臣の指定する職員とは、厚生労働省の担当者及び厚生労働省において選任した非常勤の専門家とすること。専門家については、当該資格に係る専門家、当該申請者の有する障害に精通した専門家、当該資格の養成、教育に係る専門家等の中から指定することを予定していること。</p> <p>イ 精神機能の障害により欠格事由に該当する者 (関係制度:(一部略)保健師・助産師・看護師・准看護師免許) 免許を申請した者が、精神機能の障害により欠格事由に該当する者である場合においては、必要に応じて、診断書を作成した医師から当該申請者の障害の程度・内容を確認したうえで、厚生労働省の担当者及び同省において選任した非常勤の専門家が共同で、認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを個別に判断し、免許を与えるものとすること。 (略)</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	資料番号	5	担当課	医療対策課
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第8条	許認可等の内容	准看護師免許	
<p>(3)意見聴取規定の整備</p> <p>次に掲げる資格制度について、厚生労働大臣は、免許を申請した者が障害者に係る欠格事由に該当すると認め、免許を与えないこととするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、厚生労働大臣の指定する職員をしてその意見を聴取させなければならないものとされたこと。</p> <p>なお、具体的な意見聴取の手続きについては、別紙三に基づき行うものとする。</p> <p>(別紙3)</p> <p>免許を与えないとする場合の意見聴取手続きについて</p> <p>(免許をあたえないこととするときの通知)</p> <p>1 厚生労働大臣(以下「大臣」という。)は、免許の申請者(以下「申請者」という。)が、心身障害者に係る相対的欠格事由に該当すると認め、免許を与えないこととしようとするときは、あらかじめ申請者に対し、以下の事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 免許を与えないこととすること</p> <p>(2) 免許を与えないことと判断した理由</p> <p>(3) 希望する場合には、厚生労働省の職員等が意見を聴取する機会を設けること。その場合、30日以内に書面で申し立てしなければならないこと</p> <p>(4) 出頭に代えて意見書を提出することができること</p> <p>(5) 希望しない場合は免許を与えない旨の決定がなされること</p> <p>(意見聴取を希望した場合の通知)</p> <p>2 申請者が1の規定に基づき意見聴取を希望した場合には、大臣は申請者に対し、以下の事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 意見聴取の期日及び場所</p> <p>(2) 意見聴取の際には参考書類等を提出することができること</p> <p>(3) 期日への出頭に代えて意見書を提出することができること</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

			資料番号	5	担当課	医療対策課
法令名	保健師助産師看護師法	根拠条項	第8条	許認可等の内容	准看護師免許	
<p>(意見聴取の期日又は場所の変更)</p> <p>3(1) 大臣が2の通知をした場合において、申請者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、説明等の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>(2) 大臣は、前項の申出により、又は職権により、説明等の期日又は場所の変更することができる。</p> <p>(3) 行政庁は、前項の規定により説明等の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>(代理人)</p> <p>4 申請者は、代理人を選任することができる。</p> <p>(意見聴取の実施)</p> <p>5(1) 大臣が指名する職員(以下「担当職員」という。)は、意見聴取の期日において、免許を与えない旨及びその理由について説明し、それに対して申請者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(2) 意見聴取の際には、担当職員の他に専門家等を加え、必要に応じて意見を求めるものとする。</p> <p>(3) 前項の手続きは、行政庁が公開することを相当と認めることを除き、公開しない。</p> <p>(意見書の提出)</p> <p>省略</p> <p>(申請者の不出頭の場合における意見聴取等の終結)</p> <p>省略</p> <p>(調書)</p> <p>省略</p> <p>(調書又は意見書の参酌)</p> <p>省略</p>						